

議案第 88 号

清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定に基づき、清水町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 8 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更

清水町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～令和2年度）の一部を次のとおり変更する。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進（3）計画の表中

「

2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(6)電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	デジタル同報無線及び高速無線LAN整備事業	町	
---------------------------	--------------------------------------	-----------------------	---	--

」を

「

2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(6)電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	デジタル同報無線及び高速無線LAN整備事業	町	
		高度無線環境整備推進事業	町	

」に

改める。